

公立大学法人京都市立芸術大学入学料減免要綱

(令和2年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 公立大学法人京都市立芸術大学の授業料等に関する規程第7条第1項に基づき、入学料の減免を行うために必要な事務の取扱に関する事項は、この要綱の定めるところによる。

(減免の申請)

第2条 入学料の減免を受けようとする者は、別に定める申請書により理事長に申請しなければならない。

(納付の猶予)

第3条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、入学料減免の可否及び区分の決定日以降に入学料の納付期限を猶予し、入学許可証を発行することができる。

(減免の決定)

第4条 理事長は、第2条の申請書を受理したときは、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に基づき、その可否及び区分を決定し速やかに当該申請者に通知するものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めのない事項については、理事長が決定する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。